

中小企業応援給付金の要件を緩和します！

給付金額 10万円

要件

○新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降の売上が、前年または前々年の同月比で15%以上減少した月があること

○町内に店舗、工場または事業所があり、今後も事業を継続する意思があること

○令和2年12月以前から町内で事業を営んでいること

○町税の滞納が無いこと

申請期限 令和4年2月28日(月)まで

売上減少の要件を

15%以上減少した事業者に緩和しました。

問合せ 産業観光課 商工観光担当
☎62-1462

透析予防補助金のお知らせ

透析予防に係る治療費の自己負担額の1/2(上限額 1年度あたり12万円)を補助します。

対象者 次の3つの要件全てに該当するかた

①現在糖尿病治療を受けている医療機関で、申請年度内に糖尿病透析予防指導を受けている。

②GLP-1受容体作動薬を用いた腎症進展阻止療法を受けている。

③町保健師による保健指導を受け、生活習慣の改善を行なっている。

※申請は治療年度内に行なってください。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当
☎62-1288

障害者自動車等燃料費給付

既に自動車等燃料費給付認定を受けている障がい者のかたに、燃料費を給付しますので請求してください。

給付金 燃料1リットルにつき50円

1か月に自動車は20リットル分、オートバイは5リットル分まで。

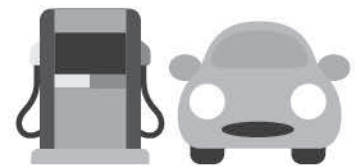
対象期間 令和3年4月～9月分

持参品

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・運転されるかたの運転免許証(写し可)
- ・車検証(写し可)
- ・印鑑
- ・燃料を購入したことがわかるもの(領収書など)

請求 10月8日(金)まで

※「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。



問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

事業主の皆さんへ

労働保険のお知らせ

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第2期分の納期限は11月1日(月)です。納付書を納期限の10日前頃に該当事業所へ郵送します。

また、保険料納付については、口座振替が便利です。申し込み手続きについては、厚生労働省または埼玉労働局のホームページをご覧ください。

問合せ 埼玉労働局 労働保険徴収課 ☎048-600-6203